

建設工事の積算に有価物売却費がある場合の最低制限価格の取扱いについて

1. 対象とする入札

有価物売却費（控除額として計上されるもの 以下同様。）を直接工事費、共通仮設費、現場管理費、又は一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した有価物売却費がある建設工事の入札を対象とする。

2. 取扱い

春日部市建設工事等最低制限価格制度事務取扱要領第3条第1号の規定に基づき最低制限価格を設定する場合、同条第1号のアからエの合計額から有価物売却費を控除する。